

四街道市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(四街道市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 四街道市国民健康保険税条例(昭和39年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

第23条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

(四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「、公布の日から施行する」を「公布の日から、附則第15項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は平成28年1月1日から施行する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定(「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。)及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定(「納期限前7日」を「納期限」に改める部分を除く。)による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。